

後期高齢者医療制度の 保険料率が決定しました

平成20年4月から、県内に住所を有する75歳以上の全ての人（65〜74歳で一定の障害があると後期高齢者医療広域連合に認められた人を含みます。）は、「後期高齢者医療制度」を受けることとなります。

この「後期高齢者医療制度」では、保険料が個人単位で賦課され、納付（年金からの差し引きや口座振替など）していただきます。

保険料の賦課額は、被保険者一人ひとりにかかる均等割額と、被保険者の前年の所得に応じて算定する所得割額（基礎控除後の総所得金額等×所得割率）との合計となります。この均等割額と所得割率は熊本県内で原則均一となり、2年ごとに見直しがあります。

平成20・21年度の熊本県の保険料率は、次のとおりです。

熊本県の均一保険料率(平成20・21年度)

均等割額 46,700円	+	所得割率 8.62%
= 後期高齢者医療保険料 (賦課限度額50万円)		

●県内一人当たりの平均保険料額→77,600円

保険料の軽減

保険料を算定するにあたり、次のような軽減措置があります。

①国民健康保険と同様に、所得が少ない被保険者には、同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額により、均等割額の7割、5割、2割の軽減があります。

②被用者保険（社会保険や健保組合など）の被扶養者であった人は、**制度加入時から2年間、所得割額が賦課されず、均等割額が5割軽減されます。**

※平成20年度のみ、さらに均等割額の特例があります。



- 平成20年4月から9月まで
↓均等割額が全額免除
- 平成20年10月から
翌年3月まで
↓均等割額が9割軽減

この他に、被保険者またはその世帯の世帯主が災害により財産に著しい損害を受けたときや、失業によりその収入が著しく減少したときなどは、保険料の減免を受けられることがあります。

保険料の納付方法

後期高齢者医療制度の保険料は、介護保険と同様に、年金からの差し引き（特別徴収）と納付書等での納付（普通徴収）方法があります。

特別徴収

年金受給額が年額18万円以上あり、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える人。
↓年金から差し引かれます。

普通徴収

①年金受給額が年額18万円未満の人。
②後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える人。
↓納付書または口座振替により市町村へ納付していただきます。

例1) 1人世帯で、公的年金収入が79万円の場合

均等割 14,000円 + 所得割 0円 = 年額 14,000円
(7割軽減)

例2) 2人世帯で、公的年金収入が夫199万7千円、妻79万円の場合

- 夫の後期高齢者医療保険料
均等割 37,300円 + 所得割 40,300円 = 年額 77,600円
(2割軽減)
- 妻の後期高齢者医療保険料
均等割 37,300円 + 所得割 0円 = 年額 37,300円
(2割軽減)

例3) 自営業の子ども(世帯主)と同居している場合 (国民健康保険加入)

(本人の公的年金収入 79万円、子どもの営業所得 400万円)

均等割 46,700円 + 所得割 0円 = 年額 46,700円
(軽減なし)

例4) 会社員の子ども(世帯主)と同居している場合(社会保険加入)

(本人の公的年金収入 79万円、子どもの給与収入 400万円)

※前ページ「保険料の軽減」②のケース

●平成20年度軽減後

均等割 2,300円 + 所得割 0円 = 年額 2,300円

※平成20年4月から9月まで ……均等割額 0円/6カ月

※平成20年10月から翌年3月まで ……均等割額 2,300円/6カ月

○平成21年度軽減後

均等割 23,300円 + 所得割 0円 = 年額 23,300円